

恵愛ヘルパーステーション

指定訪問介護(介護予防日常生活支援総合事業)事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアサークル恵愛の開設する恵愛ヘルパーステーション(以下、「事業所」という)が行う指定訪問介護(介護予防日常生活支援総合事業)の事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するための人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下、「訪問介護員等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下、「要介護者等」という)に対し、適正な指定訪問介護(介護予防日常生活支援総合事業)(以下、「指定訪問介護等」という)を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

- 1 事業実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緻密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行なう。

(介護・予防日常生活支援総合事業の運営の方針)

- 第3条 利用者の心身の機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - 3 介護予防日常生活支援総合事業の提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 恵愛ヘルパーステーション
- (2) 所在地 東京都品川区大井 6-10-1 後町ビル 1F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理、及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 3名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用に関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供に当たるものとする。

(3) 訪問介護員等

介護福祉士、実務者研修終了以上 5 名以上

1・2 級課程修了者、初任者研修修了者 5 名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日、祝日を含む（ただし 1 2 月 3 0 日～1 月 3 日を除く）。

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。

(介護予防日常生活支援総合事業の内容及び利用料金等)

第 7 条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3 割の額とする。

(※ 厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示すること)

(1) 身体介護

(2) 生活援助

1 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業所から、通常の実施地域を越えて 1 km につき 100 円

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、品川区、港区の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、両者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第 11 条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- ・事業所は虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を行う。
- ・虐待の防止のための指針の整備を行う。
- ・事業所は虐待防止の為の研修を定期的に行う。

第 12 条（身体拘束の適正化）

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、緊急やむを得ない場合に限り、身体拘束を行うことがあります。この場合、事前に利用者およびそのご家族に対して十分な説明を行い、同意を得ることとします。さらに、拘束の実施状況、拘

束時間、利用者の心身の状態、及び拘束が必要となった緊急の理由については、詳細に記録を行います。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者または他者の生命・身体に危険が及ぶおそれがある場合。
- (2) 非代替性：身体拘束以外の方法では、利用者または他者の生命・身体に対する危険を防ぐことができない場合。
- (3) 一時性：利用者または他者の生命・身体に対する危険が解消された場合、直ちに身体拘束を解除する。
(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ・ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ・ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内に行う。

(2) 継続研修 年3回以上行う。

- 1 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケアサークル恵愛と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。また、本運営規程を変更する場合も同様とする。

付則

この規定は、平成 19 年 12 月 28 日に改定する。

この規定は、平成 20 年 9 月 16 日に改定する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 21 年 9 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 22 年 1 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 22 年 11 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 23 年 6 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 24 年 7 月 26 日に改定する。

この規定は、平成 25 年 3 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 26 年 5 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 26 年 12 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 28 年 5 月 30 日に改定する。

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 29 年 2 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 29 年 5 月 15 日に改定する。

この規定は、平成 30 年 1 月 1 日に改定する。

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日に改定する。

この規定は、令和 1 年 7 月 3 日に改定する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日に改定する。

この規定は、令和 2 年 12 月 18 日に改定する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。

この規定は、令和 4 年 7 月 1 日に改定する。

この規定は、令和 5 年 6 月 1 日に改定する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日に改定する。

この規定は、令和 6 年 6 月 2 日に改定する。

この規定は 令和 7 年 4 月 1 日に改定する。